

水道広域化推進プランの策定について

1 プラン策定の背景

- 県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う水道事業は、水道料金による独立採算が前提となる地方公営企業として運営されている。
- 今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設老朽化等に伴う更新費用の増加等により、経営環境が急速に厳しくなることが見込まれている。
- 国（総務省及び厚生労働省）は、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、市町村の区域を超えた広域化を推進しており、都道府県に対して今年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定・公表するよう要請している。

2 水道事業の将来見通し

- 50年後（令和56年度）までの将来推計を行ったところ、県全体の給水人口は、令和元年度の151万人から108万人、28.4%の減少となり、これに伴い、県全体の給水収益も、25.4%減少する見込み。
- 水道施設の更新投資について、現状の施設を単純更新すると仮定した場合、令和56年度までの県全体の投資額は、平均して年間223億円となり、現在の水準の1.61倍となる。
- これを前提に市町村の料金設定の基礎になる給水原価を計算すると、令和56年度には、県平均で255円/㎡となり、令和元年度の145円/㎡の1.76倍になる。

3 プランの推進方針

（1）広域化の推進（経営の効率化）

- 経費削減効果が見込まれる施設運転管理の共同委託、料金管理システム等の共同化を推進していく。
- 県内6地域に設置している県及び市町村等で構成する協議会において、具体的な協議を進めていく。
- 施設運転管理の共同委託等の取組を踏まえながら、経営統合についても検討を行っていく。

（2）アセットマネジメントの推進

- 各市町村等において、今後の人口減少により過剰となる給水施設の見直しや効率的な資産管理等を推進していく（施設の更新費用の低減化）とともに、水道料金の適正化を図る。

熊本県水道広域化推進プラン（案）【概要】

プラン策定の目的

県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」）が行う水道事業の経営環境は、急速な人口減少に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新費用の増加等により厳しさを増していることから、持続可能な水道事業の経営を図るため、水道事業における市町村の区域を超えた広域化を推進する必要がある。

プランの対象事業

本プランの対象事業は、県内の市町村等が実施する上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業であり、令和3年度（2021年度）末時点の事業数は、それぞれ、28事業、20事業、1事業の合計49事業となっている。

第1章 現状

<建設改良費>

県全体の建設改良費は、熊本地震が発生した平成28年度（2016年度）を除き、約140億円/年で推移している。

<収益的支出>

県全体の令和2年度（2020年度）の収益的支出は、約266億円で、減価償却費が約4割、人件費及び委託費がそれぞれ約1割を占めている。

<給水収益>

県全体の給水収益は、平成28年度（2016年度）以降、約250億円/年で推移している。

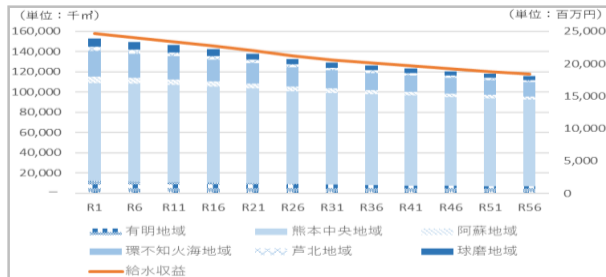
<職員の状況>

地方公営企業法適用事業者の職員のうち、40歳以上の職員数の割合が全体の約6割を占め、また、法適用事業者の約6割にあたる15事業者においては、技術職員を配置していない又は平均勤続年数が5年以下となっている。

第2章 将来見通し

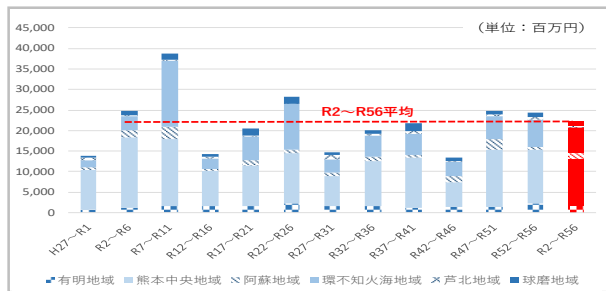
<総有収水量・給水収益>

人口減少に伴い、令和元年度（2019年度）に比べ令和56年度（2074年度）までに県全体の総有収水量は約24.5%、給水収益は約25.4%、それぞれ減少する見込み。



<更新投資額>

水道施設の更新投資額は、令和2年度（2020年度）から令和56年度（2074年度）の平均額が平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年）の平均額の約1.6倍に増加する見込み。



第3章 現状及び将来見通しを踏まえた課題

将来見通しの結果、水道料金を現行のまま据え置いたと仮定した場合、令和24年度（2042年度）には資金不足が発生し、令和56年度（2074年度）には1,671億円の資金不足となり、今後財政状況が厳しくなることが見込まれる。

その他、小規模市町村を中心に、技術職員の確保や技術の継承が課題となっている。

第4章 広域化のシミュレーションと効果

国が示す水道広域化の3類型に応じて、広域化のシミュレーションを行った結果、県全体で5.5億円/年の削減効果が見込まれる。

定量的な効果のほか、ノウハウの共有や事務の効率化などの効果が見込まれ、水道事業の担い手となる職員確保につながると期待できる。

<施設の共同設置・共同利用>

本県は水道水源の約8割を地下水が占め、水質も良好であり、小規模な施設が点在していることや、送配水管の増設等に多額の投資が必要となることが想定されるため、複数地域において施設の統廃合による効果を検討したが、経費削減効果が期待できる施設は存在しない結果となった。

<事務の広域的処理>

資機材等の共同調達やシステムの共同化、施設運転管理等の各種業務の共同委託により、4.7億円/年の経費削減が見込まれる。

<事業統合>

事業統合に伴う職員の効果的な配置等により、0.8億円/年の経費削減が見込まれる。

第5章 広域化の推進方針

<これまでの取組>

県内6地域ごとに具体的な広域連携の実現に向けて協議を行っている。

<広域化の推進方針>

「事務の広域的処理」については、施設運転管理の共同委託等の管理の一体化や、料金管理システム等のシステムの共同化について、一定の経費削減効果が期待されることから、これらについて課題を整理し、実現可能性の高いものから広域化を進める。

「事業統合」や「経営の一体化」などの「経営統合」についても、管理の一体化等の取組状況を踏まえながら、検討を行うこととする。

また、広域化の取組と並行して、各市町村等においてアセットマネジメントに基づく効率的な資産管理や料金の適正化などの取組を進めることとする。

消防学校教育訓練機能強化事業（本館及び寄宿舍整備）

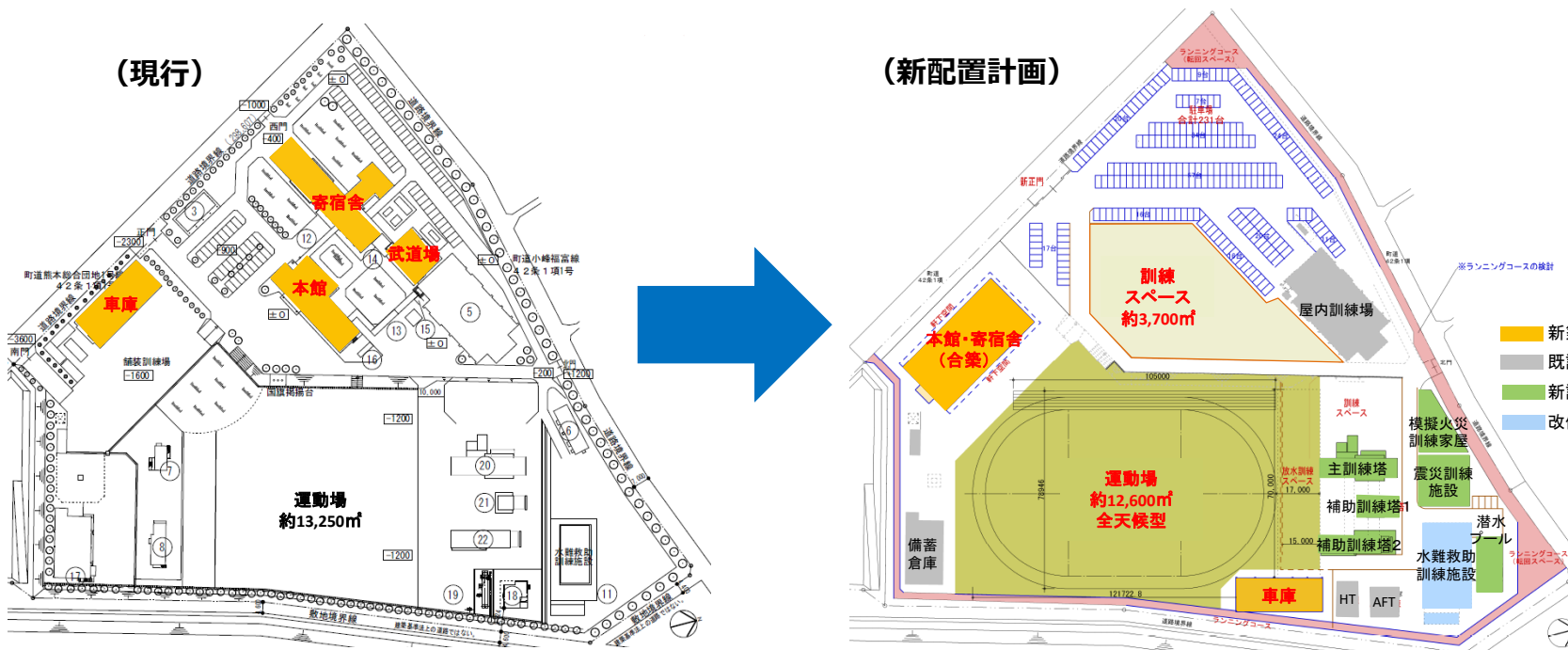
1 本館及び寄宿舍の整備に係る基本計画概要

①教育訓練環境の向上、女性受入環境の充実

- 消防人材の育成の面から消防体制の充実強化を図るため、教室や実習室、視聴覚室の拡充により教育訓練環境を向上
- 現在、二段ベッドの寝室を個室化するとともに、共同で利用しているシャワー、トイレ、洗面所、洗濯・乾燥機の各寮室への一体的整備を検討するなど、女性を含めた受入環境の充実を計画

- (1) 構造：鉄筋コンクリート造・免震構造（調整中）
- (2) 階数：地上6階（調整中）（現行 地上3階）
- (3) 概算事業費：約44.2億円（調整中）（内訳：設計費2.2億円、工事費42億円）
- (4) 建築面積：約1,350㎡（調整中）（現行 1,749㎡）
- (5) 延床面積：約5,500㎡（調整中）（現行 3,465㎡）
- (6) 運動場：約16,300㎡（調整中）（現行 13,250㎡）
- (7) 駐車場：約230台（調整中）（現行 85台）

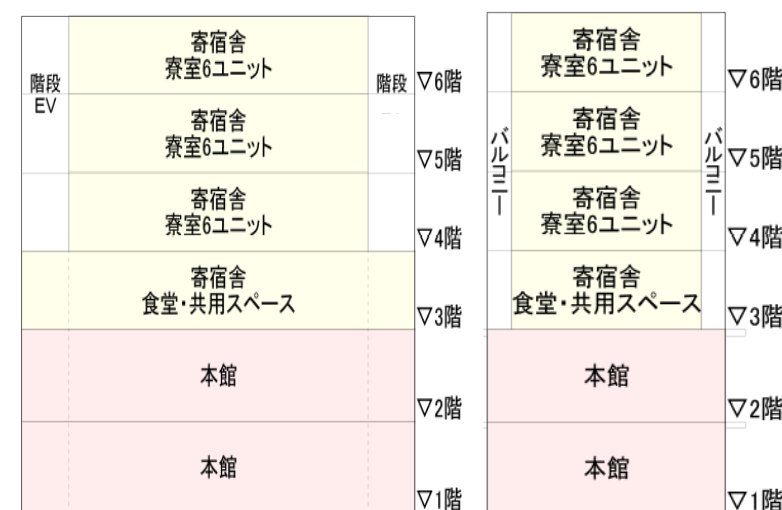
※1 施設配置計画



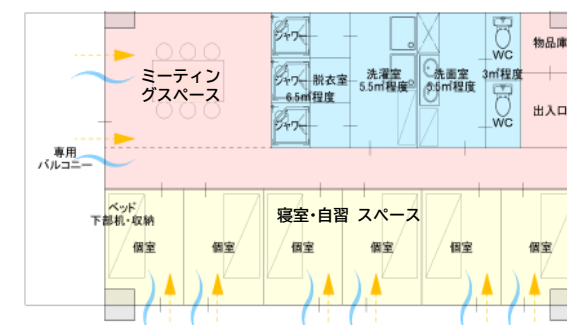
②災害対応能力の向上、環境負荷の低減

- 消防学校は、九州広域防災拠点構想において、広域支援部隊の集結・活動拠点に位置づけられていることから、施設や集結活動スペース、駐車場の拡張により、緊急消防援助隊の受援機能を強化
- 太陽光発電・蓄電池、災害対応型LPガス大型タンク、ガス発電機、マンホールトイレ等を設置し、災害対応能力を強化
- また、再生可能エネルギーの積極的導入、ボイラー燃料の重油からLPガスへの変更等により、環境負荷を低減

※2 建物のイメージ



※3 各寮室のイメージ



2 スケジュールおよび概算事業費

	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度
建物	プロポーザル審査準備	公告契約	基本設計・実施設計（15カ月）		契約準備	仮契約本契約	建設（15カ月）		引越
外構							入札契約	外構設計	解体工事
事業費	設計費：2.2億円				工事費：約42億円				

※ 財源については緊急防災・減災事業債を最大限活用

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

1. 緑の流域治水の主な取組状況

(1) 流水型ダムについて

①環境アセスメントの進捗状況

- ・国において、昨年11月14日に「環境影響評価方法レポート」が公表され、昨年12月28日まで、一般からの意見聴取が実施。
- ・一般からの意見に加え、1月16日に開催された「流水型ダムに係る環境影響評価審査会」や流域市町村長の意見等を踏まえ、今後、知事意見を提出予定。

②「流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み(以下「仕組み」)」

- ・新たな流水型ダムが、安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する「仕組み」の第1回会議を、昨年12月25日に開催。
- ・会議では、流水型ダムの構造や環境影響評価について、現在の検討及び進捗状況等を確認。今後、流水型ダムに関する情報の県民への周知を図っていく。

構成員：熊本県（副知事（座長））、国土交通省九州地方整備局、流域市町村
流域住民、有識者（河川工学・環境）

構成員からの主な御意見

- ・下部の放流口について、魚が遡上できるよう、よく検討して欲しい
- ・山の土砂の流入対策も、ダムの建設、設計に考慮して欲しい
- ・流水型ダム事業に当たっては水質の保全をお願いする
- ・五木村、相良村の思いをしっかりと受け止めて欲しい
- ・「緑の流域治水」として、堆積土砂の撤去や山の対策なども進めて欲しい

(2) 宅地かさ上げ・輪中堤の進捗状況について

- ・宅地かさ上げ等の対象となる各地区で説明会や現地見学会などを開催し、整備方針が決定した地区から順次、設計・用地測量等に着手。
- ・先月19日には、球磨村神瀬地区において、豪雨災害後初となる宅地かさ上げ事業の着工式を開催。



宅地かさ上げ事業（神瀬地区）着工式

(3) 県管理支川の整備の推進について

- ・先月22日に、球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕に基づき、田頭川（あさぎり町）の河道整備に関する地元説明会を開催。
- ・令和5年度下半期の工事着手に向け、現在、用地測量等を実施中。



田頭川（あさぎり町）の地元説明会

(4) 水防災意識の醸成について

- ・ 1月21日に、NPO法人と国・県・八代市とが連携し、防災に関するパネル展示や、浸水想定区域図などの災害リスク情報の入手方法を周知するなど水防災意識の醸成を図る取組みを推進。

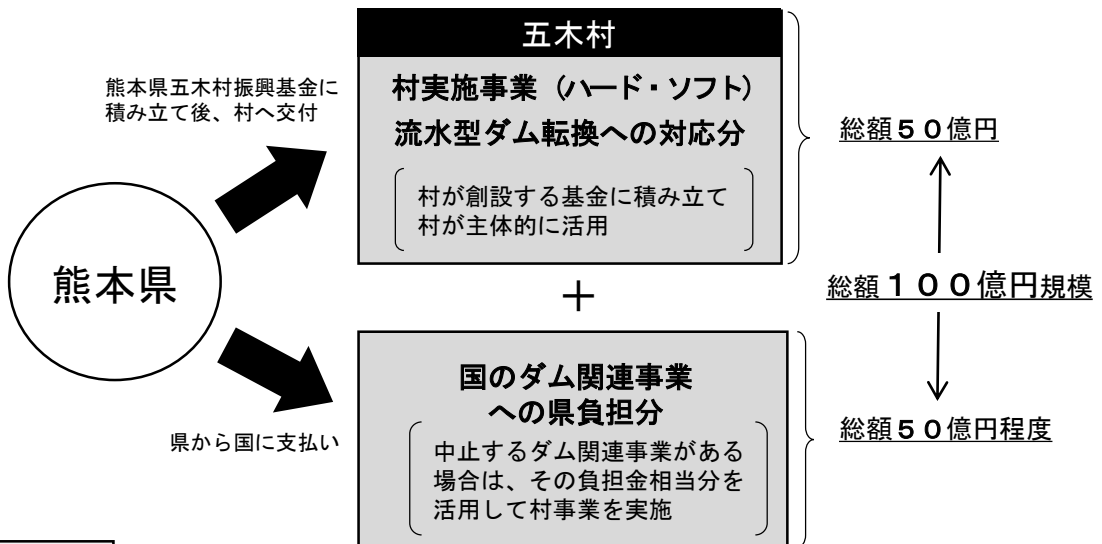


2. 五木村・相良村の振興について

五木村

- ・ これまで、新たな振興計画の策定に向け、五木村及び村議会と意見交換を重ねてきた。
- ・ 1月21日には、知事が五木村を訪問し、村及び村議会と意見交換を実施。その中で、新たな振興計画の実効性と継続性を担保するため、概ね20年間の中長期的な財政支援を行うことを伝えた。
- ・ 具体的には、計画に基づく村の事業に活用する分と、国のダム関連事業への県の直轄事業負担金分(※)を合わせて、総額100億円規模の財政支援の枠組みを示した。
 (※) 中止するダム関連事業がある場合は、その負担金相当分を活用して、国・県・村で協議の上、村に必要な事業を実施
- ・ このうち、村の事業に活用する分の50億円は、県から村に段階的に交付。来年度は、そのうち10億円を一括して村に交付する予定。
- ・ 今月中には、国・県・村で、今後の五木村の振興を協議する場を設け、新たな振興計画を策定する予定。

(参考) 五木村への財政支援の枠組み



相良村

- ・ 昨年10月に相良村から提案のあった村の振興策について、田嶋副知事をトップとする相良村振興推進会議のもと、全庁挙げて県の支援策を検討中。
- ・ 今月中に第2回相良村振興推進会議を開催し、県としての支援策を取りまとめたうえで、村に提示を予定。

熊本県の契約に関する取組方針（概要）案

公契約を通じて、持続可能な社会の実現のための取組を推進します！ 施行： 令和5年（2023年）4月1日 予定

総務常任委員会報告資料④
令和5年2月定例会
管理調達課（後議）

基本理念1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

1 契約の透明性の確保

- 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札に係る発注の見通しを公表する。
- 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札（参加）者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。

2 競争の公正性の確保

- 契約の方法は一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性を確保する。また、指名競争入札において、契約の内容に応じ、それぞれ定められた業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的に具体的な理由を明確にする。

3 談合その他の不正行為の排除

- 指名停止措置要領等を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、指名停止等の措置要領に定める措置要件等に該当するときは、要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。

基本理念2

総合的に優れた内容の契約締結

1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

- 予定価格の設定において、契約の性質又は目的に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。

重点 最低制限価格制度の基準等について検討します！

2 価格以外の多様な要素の考慮

- 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。
- 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

重点 効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！

基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

- 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働法規遵守の働きかけを行う。
- 重点** 労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！（例：契約書や仕様書への記載等）
- 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金確保、労働条件の悪化を防止する。

2 県内事業者の受注機会の確保

- 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じ、県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。
- 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。
- 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約及び県産資材の使用を評価する。

重点 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！（令和5年10月頃～ 実施可能な事業から先行予定）

3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

- 契約の内容に応じ、入札参加（者）資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、プライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組や、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。
- 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく、障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

- 契約の内容に応じ、入札参加（者）資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

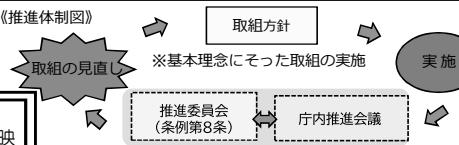
基本理念4

事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

- 契約の内容に応じ、入札参加（者）資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。
- 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

【推進体制】 ○学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）
「熊本県公契約条例推進委員会」を設置
○庁内推進会議における進捗管理等 ○職員の研修等

《推進体制図》



【指定管理者制度における取扱い】（条例第9条）
「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に条例の趣旨を反映